



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年1月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成20年12月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人中山高原森の風
- 3 代表者の氏名  
結城 寛治
- 4 主たる事務所の所在地  
大町市大町8293番地1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、長野県大町市及びその周辺地域に対して、観光促進事業を行い、環境保全と地域活性化に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年1月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成21年1月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人大和家
- 3 代表者の氏名  
小山 和彦
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市青木島町綱島222番地3
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域の高齢者に対して、住み慣れた地域の中でいつまでも安心した生活が送れるよう、個々のニーズに沿った事業を行い、かつ高齢者との生活の中で古き良き日本風土の伝統や精神を受け継ぎ、次世代へ引き継ぐことで、地域の介護事業の発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年1月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成21年1月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人長野県精神保健福祉会連合会
- 3 代表者の氏名  
戸田 允文
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市若里7丁目1番7号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県を所在地とする精神障害者家族会等の団体及び個人を会員として、精神障害者（以下障害者）の医療・福祉制度の改善、自立と社会参加への支援及び障害者に対する地域社会の理解と協力を得るための事業を行い、精神保健福祉の向上及び障害者への偏見や差別を解消することにより、誰もがその人らしく地域社会に暮らすことができる社会の構築に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年1月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
原信 殖生店  
千曲市大字鋳物師屋字中島131 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所  
株式会社 宮下商店  
千曲市大字磯部577-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称（氏名）及び住所  
株式会社 原信  
新潟県長岡市中興野18-2 ほか
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年8月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,745平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の収容台数 187台

- (2) 駐輪場の収容台数 60台
- (3) 荷さばき施設の面積  
189平方メートル  
面積の合計は1平方メートル未満切り捨て
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
47立方メートル  
容量の合計は1立方メートル未満切り捨て

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社 原信 ほか	午前7時	午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
10か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成20年12月24日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成21年1月15日から平成21年5月15日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年1月15日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

お宝中古市場松本店  
松本市出川3-456-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社 ヤマダ電機  
群馬県高崎市栄町1-1

有 賀 通 子

長野県松本市並柳1-2-12

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ヤマダ電機テックランド松本店

(変更後) お宝中古市場松本店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11
有 賀 通 子	-	長野県松本市並柳1-2-12

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1
有 賀 通 子	-	長野県松本市並柳1-2-12

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住 所
株式会社 ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県前橋市日吉町4-40-11

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住 所
株式会社 ビィブリッジ	大 橋 慎 一	東京都江東区亀戸6-41-5

4 変更した年月日

(1)及び(3) 平成20年10月22日

(2) 平成20年7月3日

5 届出年月日

平成20年12月15日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年1月15日から平成21年5月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年1月15日

長野県知事 村 井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

お宝中古市場松本店

松本市出川3-456-1 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社 ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町1-1

有 賀 通 子

長野県松本市並柳1-2-12

## 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前		変 更 後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社 ビィブリッジ	午前10時	午後9時	24時間	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前		変 更 後	
	午前9時30分～午後9時30分		24時間	

## 4 変更年月日

平成20年12月20日

## 5 届出年月日

平成20年12月15日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成21年1月15日から平成21年5月15日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年1月15日

長野県立駒ヶ根病院長 樋 掛 忠 彦

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
医事会計システム 一式

- (2) 物品等の特質  
仕様書のとおり

- (3) 借入期間  
平成21年6月1日から平成26年5月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

- (4) 借入場所  
長野県立駒ヶ根病院

- (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院 事務部

電話 0265 (83) 3181 内線 123

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成21年2月13日（金）午前11時から  
イ 場所 長野県立駒ヶ根病院 大会議室

- (3) 郵便入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。

- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立駒ヶ根病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

病院事業局

公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成21年1月15日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務(2級)	平成21年4月19日(日)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター
	平成21年5月17日(日)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種別	区分	科目
雑踏警備業務(2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 雑踏の整理に関すること。 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	雑踏の整理に関すること。 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

実施期日	定員
平成21年4月19日(日)	30人
平成21年5月17日(日)	30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話(電話番号 026-233-0108)により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(1) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

実施期日	受付日
平成21年4月19日(日)	平成21年2月16日(月)
平成21年5月17日(日)	平成21年3月2日(月)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 検定申請書の提出

ア 検定受付番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

(7) 長野県内に居住する場合にあっては、住所を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)等)

(4) 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(警備業者が証明する「営業所所属証明書」)

(9) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

(1) 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

イ 提出期間(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)

実施期日	提出期間
平成21年4月19日(日)	平成21年2月23日(月)から2月27日(金)
平成21年5月17日(日)	平成21年3月9日(月)から3月13日(金)

## (3) 検定手数料

検定手数料(1万3,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

## 7 その他

- (1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。
- (2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3033)に問い合わせてください。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課